

平成27年8月17日

## 福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書等について

福岡空港回転翼機能移設事業は、福岡空港における回転翼機能を対象とした運用施設を現空港場外に新たに設置を行うものであり、福岡市環境影響評価条例第2条第3項に規定する対象事業に該当いたします。

このたび、事業者である国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、同条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書」をとりまとめ、同配慮書及び要約書を本日付で福岡市長に提出いたしました。

同配慮書について、本日より公表を行い、また、公表期間内に説明会を開催いたします。

同配慮書について、環境の保全の見地から意見のある方はどなたでも意見書を提出することができます。

- ・公表期間：平成27年8月17日から9月15日まで
  - ・意見書提出期間：平成27年8月17日から9月15日まで
- ※ 詳しくは、別添の資料1から3をご覧ください。

### 《対象事業の概要》

- ・事業者の名称、代表者の氏名  
国土交通省大阪航空局長 蒲生 猛  
国土交通省九州地方整備局長 鈴木 弘之
- ・主たる事務所の所在地  
大阪航空局：大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号  
大阪合同庁舎第四号館  
九州地方整備局：福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号  
福岡第二合同庁舎
- ・対象事業の名称：福岡空港回転翼機能移設事業
- ・対象事業の種類：飛行場及びその施設の設置の事業
- ・事業実施想定区域：福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜
- ・対象事業の規模：ヘリコプター専用の運用施設の面積 約8ha

#### 【問い合わせ先】

大阪航空局 空港部 空港企画調整課

担当：森住（もりずみ）、溝上（みぞがみ）

直通：06-6949-6469

九州地方整備局 港湾空港部 福岡空港PT（プロジェクトチーム）

担当：温品（ぬくしな）、園田（そのだ）

直通：092-418-3374

## 福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書の 公表について

国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、福岡市環境影響評価条例の規定に基づき、「福岡空回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書」をとりまとめ、以下のとおり公表いたします。

- 1 公表期間は、平成27年8月17日から平成27年9月15日までです。  
ただし、福岡市立東市民センター及び福岡市和白地域交流センターは8月31日を除き、国土交通省の各所及び東区役所は土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- 2 公表場所は、以下のとおりです。
  - ・国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
  - ・国土交通省大阪航空局福岡空港事務所総務部総務課
  - ・国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港PT
  - ・国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所総務課
  - ・福岡市役所情報プラザ
  - ・福岡市東区役所企画振興課
  - ・福岡市立東市民センター
  - ・福岡市和白地域交流センター（コミセンわじろ）
- 3 公表時間は、9時00分から16時30分までです。
- 4 公表の場所には、「計画段階環境配慮書」、「要約書」の公表物のほかに、「公表について（資料1）」、「意見書の提出について（資料2）」、「意見書様式」、「説明会の開催について（資料3）」を設置しております。
- 5 公表は、所定の場所で行うものとし、公表物の所定の場所以外への持出し、貸出しは禁止いたします。
- 6 配慮書及び要約書は、大阪航空局ホームページでも公表しております。  
大阪航空局ホームページ：<http://www.ocab.mlit.go.jp/>
- 7 配慮書及び要約書の複写については、公表場所では対応しておりません。必要に応じて、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてください。
- 8 配慮書及び要約書の公表に関するご質問については、大阪航空局空港部空港企画調整課、又は、九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチームにお問い合わせください。

- ・ヘリコプターの運航、飛行場の施設の供用に係るもの

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

電話 06-6949-6469

時間 午前9時30分～午後5時00分

- ・工事の実施、飛行場の存在に係るもの

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話 092-418-3374

時間 午前9時30分～午後5時00分

## 福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書に対する 意見書の提出について

- 1 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、どなたでも意見書を提出することができます。
- 2 意見は、日本語により環境の保全の見地からの意見及び意見の理由を含めて記載してください。
- 3 提出者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、配慮書の名称（様式には記載しています）、環境の保全の見地からの意見及び意見の理由を記載してください。
- 4 意見書を提出する場合は、別添「福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見書」の意見書様式を使用して提出してください。
- 5 意見書様式は、公表場所に備え付けの配布用紙、又は、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてご利用ください。なお、説明会の会場でも意見書様式を配布いたします。
- 6 意見書の提出方法は、持参、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。
- 7 意見書の提出期限は、平成27年9月15日までです。持参、FAXによる提出は、9月15日の16時30分までとなります。また、郵送の場合は、9月15日の消印まで有効となります。

提出先（下記のいずれかに提出してください）

〒540-8559

大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館  
国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課 宛

電話 06-6949-6469 FAX 06-6949-6218

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎  
国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム 宛

電話 092-418-3374 FAX 092-418-3060

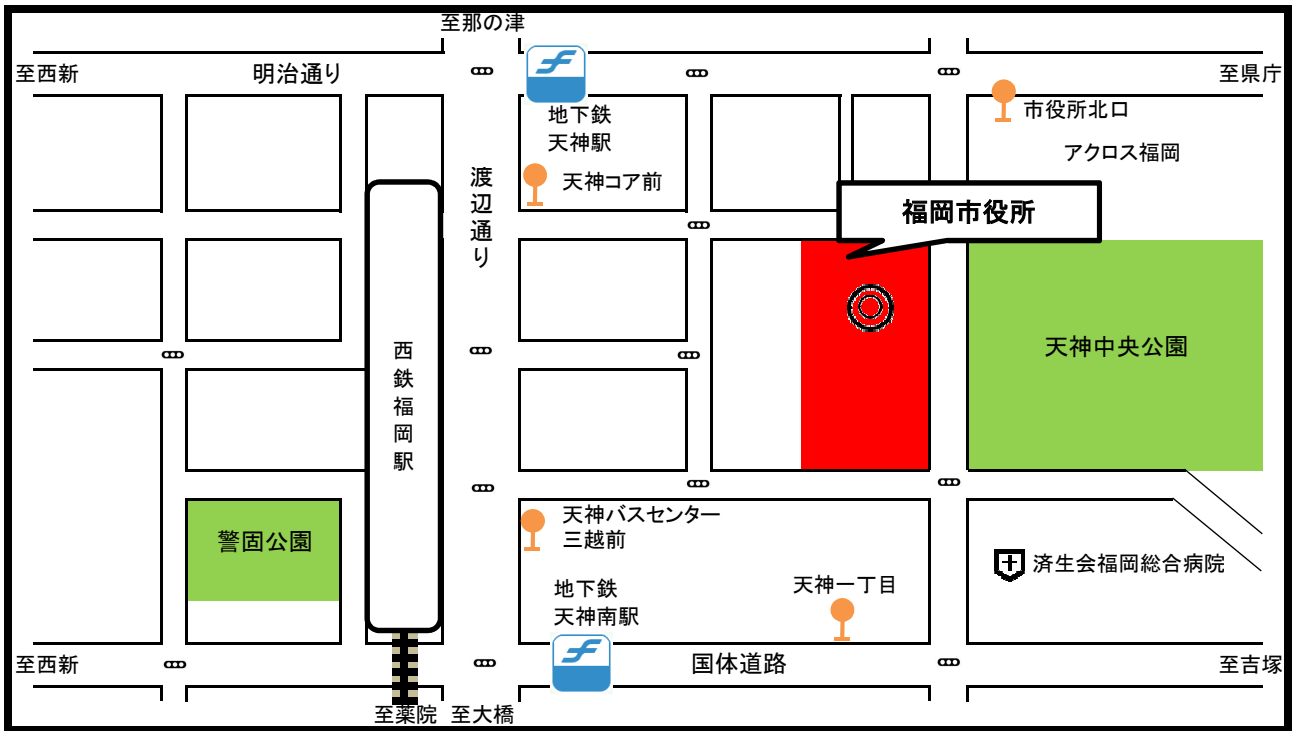
- 8 配慮書及び要約書は、大阪航空局ホームページでも公表しております。  
大阪航空局ホームページ：<http://www.ocab.mlit.go.jp/>



## 福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書の 説明会の開催について

- 1 配慮書の説明会は、事業者が計画の立案の段階において、環境の保全のために配慮すべき事項について検討した配慮書の記載事項を周知するために開催するものです。
- 2 説明会は、事業実施想定区域がある福岡市東区と、どなたでも参加いただけるよう福岡市役所にて開催いたします。
- 3 説明会の日時及び場所は以下のとおりです。(別添地図参照)
  - ①平成27年8月28日(金) 19:00～  
福岡市和白地域交流センター(コミセンわじろ)5階 多目的ホール  
収容人員200名程度(駐車場:お車でお越しの際は、福工大前駅立体駐車場をご利用ください。駐車券を2F受付に提示すると4時間まで無料でご利用いただけます)
  - ②平成27年8月29日(土) 10:00～  
福岡市役所行政棟15階 講堂  
収容人員200名程度(駐車場はございません。)
- 4 説明会は、居住地に関係なくどなたでも参加することができます。
- 5 説明会に参加する場合は、開催日時に会場へお越しください。事前に申込はございません。但し、会場の収容人員には限りがございますのでお早めにお越しください。
- 6 福岡市役所には駐車場がございません。また、交通混雑を避けるためにも、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- 7 質問は、計画段階環境配慮書の内容に関する質問に限らせていただきます。また、ご意見については、意見書の提出により述べることもとなっておりますので、意見書様式に記入していただき提出をお願いします。
- 8 説明会の会場内において、説明会参加者が以下の事項について遵守されない場合は、退室をお願いすることがありますので御了承ください。
  - (1) 発言は、司会者の指示に従ってください。できるだけ多くの方に質問していただくため、発言回数、発言時間を制限させていただく場合がございます。ビラ等の配布や暴言などの行為は行わないでください。
  - (2) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定してください。
  - (3) 会場内は禁煙です。喫煙は、所定の場所をお願いします。
  - (4) その他、会場の秩序を乱す行為はしないでください。

# 福岡市役所



# 福岡市和白地域交流センター(コミセンわじろ)

